

寒川町公金取扱金融機関に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月22日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第2号

寒川町公金取扱金融機関に関する規則の一部を改正する規則

寒川町公金取扱金融機関に関する規則(昭和40年寒川町規則第2号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「歳入金」を「歳入金等」に改め、同条中「歳入」を「歳入等」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

2 収納金融機関は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する領収印以外の領収印を使用することができる。この場合において、当該収納金融機関は、あらかじめ会計管理者に当該領収印を届け出なければならない。届け出た領収印を変更する場合も同様とする。

3 収納金融機関は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による領収書の交付に代えて、歳入等の納付を証する書面を発行することができる。この場合において、当該収納金融機関はあらかじめ会計管理者に届出をし、承認を受けなければならない。第10条の次に次の1条を加える。

(収納金融機関以外の金融機関における収納)

第10条の2 収納金融機関以外の金融機関において、歳入等の納付を受けた場合は、前条第1項の規定に準じて処理するとともに、当該納入済通知書等を直ちに収納金融機関を通じて会計管理者に送付しなければならない。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。